

## 千葉県労働委員会だより

—公正・中立な立場で、労使トラブルの早期解決をお手伝いします—

当委員会における令和2年中の活動状況は次のとおりでした。

### 不当労働行為の審査

使用者が不当労働行為を行ったとして、労働組合等が、労働委員会に対し、救済の申立てを行う制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申立て	計	命令	却下	和解	取下げ	終結計	
2	2	4	0	0	1	0	1	3

- 新規申立ては2件で、前年からの繰越し2件を含めた4件のうち、1件が年内に終結し、3件は翌年への繰越しとなりました。
- 当委員会では審査の期間の目標を1年3月以内としています。終結事件1件の処理期間は418日で、目標期間内で終結しました。

### 労働争議のあっせん

労働組合と使用者との間で生じた紛争の自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
0	7	7	2	3	1	0	6	1

- 新規申請は7件で、6件が年内に終結し、1件は翌年への繰越しとなりました。
- 終結した6件の係属日数については、最短24日、最長126日であり、平均係属日数は63.8日でした。
- 主な調整事項は、賃金等や団体交渉促進などとなっています。

### 個別的労使紛争のあっせん

労働者個人と使用者との間で生じた紛争の自主解決が困難になった場合に、労働委員会が公正・中立な機関として双方に歩み寄りを促し、紛争解決を支援する制度です。

取扱件数			終結状況					翌年への 繰越し
前年からの繰越し	新規申請	計	解決	打切り	取下げ	不開始	計	
1	12	13	7	4	0	0	11	2

- 新規申請は12件で、前年からの繰越し1件を含めた13件のうち、11件が年内に終結し、2件は翌年への繰越しとなりました。
- 終結した11件の係属日数は、最短15日、最長151日であり、平均係属日数は68.5日でした。
- 終結状況は、解決が7件、打切りが4件であり、主なあっせんを求める事項は、パワーハラスメント・嫌がらせや退職などとなっています。

千葉県労働委員会事務局 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁南庁舎7階）

電話:043-223-3735

千葉県労働委員会

検索